

事務連絡
平成29年11月30日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
都道府県後期高齢者医療主管部(局)
後期高齢者医療主管課(部)

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

標記については、今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成29年厚生労働省告示第347号)が公布され、平成29年12月1日から適用されることに伴い、「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書(希望区分B)に記載する機能区分コードについて」(平成28年3月4日事務連絡)を次のように改正し、平成29年12月1日から適用することとしたのでお知らせいたします。

記

- 1 別表Ⅱ区分133(3)に次のように加える。
 - ⑥ 再狭窄抑制型 B0021330306
- 2 別表Ⅱに次のように加える。
 - 194 人工椎間板 B002194
 - 195 体表面用電場電極 B002193
- 3 別表Ⅵ区分058を次のように改める。
 - 058 CAD/CAM冠用材料
 - ① CAD/CAM冠用材料(Ⅰ) B00605801
 - ② CAD/CAM冠用材料(Ⅱ) B00605802

「特定保険医療材料及び医療機器保険適用希望書（希望区分B）」に記載する機能区分コードについて」の一部改正について

改正後

現行

(別表)

(別表)

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

II 医科点数表の第2章第3部、第4部、第5部、第6部、第9部、第10部、第11部及び第12部に規定する特定保険医療材料（フィルムを除く。）及び機能区分コード

機能区分	機能区分コード
001～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) (略)	
(3) P T Aバルーンカテーテル	
①～⑤ (略)	
⑥ 再狭窄抑制型	B002 133 103 106
(4)～(22) (略)	
134～193 (略)	
194 人工椎間板	B002 194
195 体表面用部置電極	B002 195

機能区分	機能区分コード
001～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)・(2) (略)	
(3) P T Aバルーンカテーテル	
①～⑤ (略)	
(新設)	
(4)～(22) (略)	
134～193 (略)	
(新設)	
(新設)	

VI 医科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

機能区分	機能区分コード
001～057 (略)	
058 C A D / C A M 適用材料	(略)
(1) C A D / C A M 適用材料 (I)	B006 058 101
(2) C A D / C A M 適用材料 (II)	B006 058 102
059 (略)	

VI 医科点数表の第2章第12部に規定する特定保険医療材料及びその材料価格

機能区分	機能区分コード
001～057 (略)	
058 C A D / C A M 適用材料	
(新設)	B006 058
(新設)	
(略)	